

☆宣言の内容は、従業員の方々の仕事と家庭の両立を応援する内容で、現状から一步でも前進するものであればOKです。

以下の宣言例をご参考に、取組内容を検討してみてください。
(もちろん貴社独自の取組もOKです！)

宣 言 例 30	
雰囲気づくり、しくみづくり	
1	職員同士の相互理解を深め、家族を大切にできる働きやすい職場を目指します。
2	子どもをもつ従業員の学校行事やPTA活動への積極的な参加を奨励します。
3	従業員の子どもの保育園の送り迎えを奨励します。
4	家族の病気等、急な休みのときは他の職員でサポートします。
5	台風などの急なときは、子連れ勤務できるようにします。
6	社内報への掲載等により育児・介護休業制度の周知、取得の促進に努めます。
7	育児・介護休業中の社員の復職への不安を減らす相談等の整備に努めます。
8	出産や育児のために退職した社員の再雇用に積極的に取り組みます。
9	従業員の子どもの職場見学会を実施します。
10	セミナーに参加し、両立についての啓発に努めます。
労働時間、休日・休暇の制度づくり	
11	働き方を見直すために、「ノー残業デー」を週に1回もうけます。
12	配偶者出産休暇を3日間設けます。
13	子どもの誕生日休暇を作ります。
14	小学校就学前の子どもがいる従業員には、希望により勤務時間を短縮することができるようにします。
15	小学校就学前の子どもがいる従業員は、所定外労働させないようにします。
16	子どものいる従業員に、始業・終業時刻の繰り上げ繰り下げを行います。
17	年に2回、授業参観等の、学校行事出席休暇制度を作ります。
18	子どもの看護休暇・家族の介護休暇等の制度の周知、取得の促進に努めます。
19	年に一度「アニバーサリー（誕生日・記念日）休暇」を設け、取得率の向上を目指します。
20	夏休みの長期休暇取得をよびかけます。
21	有給休暇の取得計画表を作成して、有給休暇の取得促進に努めます。
22	有給休暇の取得率10%アップを目指します。
育児休業の取得対象者が多い企業向け	
23	子どもの出産時における育児休業の取得を促進します。
24	男性の育児休業取得者が1人以上出るように取得を促進します。
25	育児休業できる期間を、法定期間よりも長く、2年間までとします。
26	育児休業を取得しやすい社内環境をととのえるため、社内研修を行います。
27	育児休業への不安を和らげるために、休業中や復職後の待遇・労働条件についての周知を行います。
28	育児休業取得者の情報を社内報等で紹介し、取得しやすい環境作りに努めます。
29	育児休業取得者と定期的に情報交換するなど、休業・復職への不安を和らげます。
30	育児休業取得促進のため、業務体制の見直しや代替要員の確保に努めます。